

平成 27 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月9日

江南市議会建設産業委員会会議録

平成27年12月9日〔水曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

都市整備部

の所管に属する事項

議案第70号 江南市道路占用料条例の一部改正について

議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

議案第84号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 宮 地 友 治 君

副委員長 安 部 政 徳 君

委員 東 義 喜 君

委員 古 田 みちよ 君

委員 河 合 正 猛 君

委員 尾 関 昭 君

委員 中 野 裕 二 君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

議事課主幹 今 枝 直 之 君 主 事 前 田 裕 地 君

説明のため出席した者の職、氏名

市 長 澤 田 和 延 君

生活産業部長 武 田 篤 司 君

都市整備部長 鵜 飼 俊 彦 君

水道部長兼水道事業水道部長 鈴 木 慎 也 君

市民サービス課長 米 田 隆 彦 君

市民サービス課主幹 今 枝 一 也 君

産業振興課長 大 岩 直 文 君

産業振興課主幹 石 坂 育 己 君

産業振興課副主幹 村 瀬 猛 君

環境課長 石 川 晶 崇 君

環境課主幹 菱 川 秀 之 君

環境課副主幹 相 京 政 樹 君

広域ごみ処理施設建設対策室長 阿 部 一 郎 君

広域ごみ処理施設建設対策室主幹 平 野 勝 庸 君

まちづくり課長 吉 野 賢 司 君

まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長

野 田 憲 一 君

まちづくり課主幹 米 田 直 人 君

まちづくり課副主幹	川 瀬 正 士 君
まちづくり課副主幹	影 山 壯 司 君
土木課長	馬 場 智 紀 君
土木課主幹	堀 尾 道 正 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
建築課長	沢 田 富美夫 君
建築課主幹	可 児 孝 之 君
水道部下水道課長	小 林 悟 司 君
水道部下水道課主幹	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課副主幹	青 山 守 君
水道部下水道課副主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道事業水道部水道課長	郷 原 実智雄 君
水道事業水道部水道課主幹	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課副主幹	鵜 飼 智 恵 君
水道事業水道部水道課副主幹	岡 久 雄 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

その前に、一言御挨拶を申し上げます。

きょう、委員会に付託されました議案は6議案でありますけれども、活発な意見等出していただきまして、慎重審議、スムーズな運営を皆様方をお願いして、挨拶にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局からの挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る11月26日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを初め6議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないことと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
のうち
都市整備部
の所管に属する事項

○委員長 では最初に、議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、都市整備部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 それでは、議案第69号について御説明を申し上げますので、議案書の38ページをお願いいたします。

平成27年議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

建築課に関連するところにつきましては、新旧対照表で説明いたしますが、新の表は議案書の50ページの中段にあります別表第1（第4条関係）に掲げております25項のところの事務でございます。また、議案書の61ページの上段にあります別表第2（第4条関係）に掲げております28項の事務及び63ページの36項の事務であります。旧の別表第1関係は、戻っていただきまして議案書の52ページの中段に掲げております25項の事務、別表第2の関係につきましては、議案書の72ページの最下段の28項のところ及び74ページにあります最下段の36項のところ掲げております。

補足説明はございません。どうぞ審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑に入ります。

○東委員 多分共通するんですけど、例えば一番最初の新でいくと50ページの25項というやつですかね。例えば公営住宅の関係で、旧が52ページで、この傍線が引っ張ってあるところが変わるという意味なんですけど、例えば

旧は52ページで、公営住宅（公営住宅法第2条第2号の公営住宅を除く）、それから新は同じように文言は第2条第2号に規定するというようにつけ加えておるわけですが、先にこの第2条第2号の公営住宅という意味ね。この第2条第2号できて、さらに公営住宅というのは、どういう場合かちょっと確認したいんですけど。

○建築課長　この第2条第2号は、公営住宅法の住宅につきまして、補助を受けたものを規定しておりまして、それ以外のものというものもあるものですから、ここで規定しておるということであります。

○東委員　この建設に関して、例えば江南市は市営住宅をつくってきたわけでありまして、国の補助は受けてつくっておるわけですが、国の補助を受けたものは除くという意味ですか。

○建築課長　そういうことです。

○東委員　そうすると、江南市の場合でいくと、その補助を受けて市営住宅をつくったということによかったとすると、江南市のような場合だと、今回の新規、両方とも公営住宅法の住宅を除くわけですから、本来、これに関係するものは江南市には存在しない、該当するものは。

○建築課長　実際的には、南野住宅がこれに当たります。また、今後こういうふうには補助を受けない市営住宅をつくることになると、こういう条文が必要ということで、つけ加えております。

○東委員　現在、江南市では南野住宅がまだ残っておるということで、これは受けていなくて、該当する部分があると。

それでもう1点は、よくわからないのは、いわゆるマイナンバー制度の関係で、9月定例会でもともと条例は改正されたんですけど、今回また新たに補正が出たわけですが、それで、このマイナンバー法の関係で、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくという云々ですので、もともとあれは社会保障関係、それから税関係、それからあと災害関係というふうには説明を受けておって、内容的に見ると、今はたまたま取り上げたことはそれだけしか言わなかったけど、今例を挙げれば、61ページでも何でもいいんですけど、61ページに新のほうで、ここの中で一番右の部分ですよ。事務に当たるような部分のところ、特定個人情報の部分ですよ。この部分

で、ここに傍線が引っ張ってあるように、中国残留邦人等支援給付等関係情報または法定外生活保護関係情報というのがつけ加えられるという意味での新旧対象になっておるわけですが、この内容は、例えば法定外生活保護関係情報というのは、基本的には余り建築課では直接対応する部分でなさそうな気がするんですけど、こういうものの扱いは。どうしても社会保障関係だと思ってしまうんですけど、ここのまず法定外生活保護関係情報というのは、建築課ではわかるんですか。

○建築課長　わかるといたしますか、そちらのほうの情報を受けて、家賃の減免とか、そういう対象者であるかどうかという確認をするために必要ということであります。

○東委員　そうすると、個人情報の関係を扱うということで、マイナンバーで番号で割り振られた形で情報が入ってくるわけではありますが、その場合に、9月定例会でもいろいろ聞いたことがあるんですけど、特定個人情報保護評価書というのが普通はつくられて、国のほうが管理していくわけではありますが、建築課の場合もそういうのをつくってみえるんですか。

○建築課長　まだ事務のほうの関係につきましては、今協議中でありまして、そこまでということは建築課としてはどうかなというふうには思いますけれども、管理は必要だと思いますので、個人情報ですので、何らかのことはすることになると思いますけれども。

○東委員　何らかのというのがよくわからないんですけど、個人情報を扱うということで、それが漏れてはいかんからということで、8月の広報「こうなん」に掲載されて、今後個人情報についてはちゃんと管理をしますので、この評価書というのは、これはいいか悪いかは別としてですよ。地方自治体がちゃんとプライバシーを守りますからというためのシステムをつくりますと。それで、個人情報は守りますよという宣言文のようなものなんだという説明だったんですよね。我々は宣言でとても済むとは思えないんですけど、本来は。だからあのときにもう事業が執行される段階、いよいよマイナンバーがこれから動き出しますよね。我々だと、例えば年末調整に必要な書類に番号を振ってくださいと行って来ておるわけですが、皆様にはそうなんですけど、それは実際動き出しておる。現実にこれで建築課として、公営住宅

の関係でそういう情報を扱うわけですね。本来だったら建築課のほうも、例えば個人情報情報を扱う形でいくと、社会保障関係、税関係、それから一番直接の市民サービス課のほうでそういう個人情報ファイル名をどういう事務があるかということ整理して、それを公表しておるわけでありまして、これによってそういう個人情報の扱いは問題ありませんというのが大前提なんですよね。それが今の御答弁でいくと、まだ検討だとかいうように受け取ったんですけど、本来ならちゃんとつくるべきじゃないかと私は思うんですけど、どうなんですか。実際に扱うのであれば。

○建築課長　具体的にどういう形でそういうのを管理するかというのはまだ決まっていないものですから、当然個人情報ですからそのほかにはということとは必ずあると思いますので、建築課が今情報を得たものについては厳重に管理するという方針でやっていきたいと思えます。

○東委員　もちろんいいんですわ。本来公務員の皆さんは、基本的には情報管理はやるということであるから、もともとはいいんだは思うんですよ。本来なら守秘義務がありますから、漏れないよと。ところが、その個人番号の制度が発生したことによって、番号があちこちに動いていくもんだから、その一つの名前で全部ついて。だから、ほかでも十分見られるわけですよ。そういう意味で、この個人番号についてのきちっとした情報保護をせないかんで、こういうファイルをつくりましょうとやってやった。始まる前につくりましょうと言ったんです。ようやく間に合って始まったけど、間に合わない部分はあったんですけど、本来なら公営住宅法の関係する扱いで原則出てくるわけですから、入居者として関連する人たちがね。だから、今回この中に改正が出てきたと思うんですけど、この行政手続の中にね。その扱うのが建築課であれば、本来ならそういうものをつくるということはもともと前提でないと私はおかしいと思うんですけど、そういう指示もなければこれからはという話はちょっとおかしいなという気がするんですけど。もともと何もないんですか、そういう指示は。

○建築課長　ほかの部署もありますので、そちらのほうも参考にして、うちのファイルの管理等を十分にしっかり運用していきたいと思えます。

○東委員　ほかは、基本的に社会保障関係、税関係、災害補償、災害問題で

もうやっておるんですよ、もともとね。つくられておるんですよ。市民サービス課もつくってみえる、税務課もつくってみえる、みんなもうつくられています。扱うのは全く違うところなんです、今度から建築課ですからね。だから、本来法律ではもうほかはちゃんと規定をしてやってきて、もう動きかけておるわけですから、それが全く指示もなければ何もないというのは、片手落ちのような話ですけどね。本来それは市の仕事ではありませんからね、どっちかというと基本的にはね。でも、今のような法律で全部を網羅するような形の番号が動き出したわけでもありますから、本来扱う部署というのは、つくっていくという前提がなければ、本来こういう形の仕事はやっていかんということだと思っんですよ。事務のサイドから見るとね。だから、まだそういう状態だということでもありますので、基本的にはつくるということ今御答弁いただきましたから、それもちちゃんと評価書として出していくということでもいいかと思っんですけど、これは基本的には平成28年4月からでしたかね、施行は。

〔「1月1日」と呼ぶ者あり〕

○東委員　4月ならまだいいと思ったけど、1月1日ということは、来年の早々なんですよ。それまでに本来はつくってなきゃいかんわけだわ。基本的なこういうものをちゃんと。だから、1月1日から施行しましょうというように新しい改正をつくるのであれば、本来今の個人情報ファイルをきちっと管理するというシステムをつくっておかないと、本来やってはいかんことなんだと思っんですよ、私は。本来やれないと思っんです。だから、本来は県がもともとやってきましたからね。その関係で今回条例改正をやっておるんだから、本来そういう指導がなければいかんわねと私は思っんですよ。

逆に言えば、ほかの部署はちゃんとやってみえるんだわ。社会保障関係や税関係や市民サービス課はみんなやったんだわ。この個人番号が発生するからということだね。たまたま建築課、私は今回どうしてうちの建設産業委員会にあるかと思って見ておったら、確かに公営住宅が出てきたもんだから、そうだろうなと思っただけど、本来それは前提にないと、まして1月1日からやろうなんていう話のことですから、それを扱うわけだわ、現実に出てきた場合ね。だから、そういうことでは、それがないと事務をやってはいか

んことになると思うんだけど、そういうことだけは一応言っておきたいということです。だから、私どもはもともとこの個人番号制は反対してきたもんだから、いろいろ気になるところなんですけど、現実にはそういう不備がまだ依然としてあるというなら、本来動かしてはいかんような法律だという気が私はします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時49分　休　憩

午前9時50分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号　江南市道路占用料条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第70号　江南市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長　恐れ入りますが、議案書の79ページをお願いいたします。

議案第70号　江南市道路占用料条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、議案書の80ページに条例案、次の81ページに条例案の新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　説明のときには、電気事業法の一部改正、いわゆる事業者の規定が繰り下がったからというような御説明だったんですけど、例えば新旧対照表が81ページにあるわけでありまして、電気事業法の旧は第2条第1項第10号、文章を見る限りは電気事業者の規定がここに盛り込まれておることなんでしょうけど、それで第17号までぽんと飛ぶわけでありまして、内容を見ていないのでわからんのだけど、大体新しい電気事業法第2条第1項第17号というのは、もともとなかったとおったんですけど、第16号までだったんですけど、私が知る範囲ですよ。新しく第17号が加わったんですよ。その辺のところは、第10号が第17号になったということなんですけど、その辺の電気事業者の規定が相当飛んで出てくるわけなんですけど、その辺の素人的な質問で申しわけないですけど、どういう事情でそういうふうに規定が変わったのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○土木課長　今回の電気事業法の一部改正に伴いまして、法の第2条第1項に規定いたします電気事業の類型がまず見直されております。発電とか送配電、小売りの事業区分に応じた規制体系へ移行するというところで、これまで各号にいろいろ定められておったものが、区分が分けられて、基本的に今までであったやつが削除されたものもあり、そこから新たに新しい区分で追加されたものもありということの中で、今まで第10号として電気事業者が定められておりましたのが、結果第17号まで押し下がったというような形になっておるものだと思います。

○東委員　その第2条第1項で幾つかあるんですよ、多分ね。その事業者とかさまざまなことを規定しておるか、定義みたいなものがある、そのものが整理をされて、新たな区分分けがされたという関係がということが大きな理由でしょうか。

○土木課長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休 憩

午前9時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部の所管に属する歳入歳出、都市整備部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、生活産業部市民サービス課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長 議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）、市民サービス課分の補正予算を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、議案書の177ページ、178ページをお願いいたします。

2款1項6目市民生活費、補正予算額マイナス1万3,000円で、内容につきましては、説明欄の市民相談事業、市民相談員の共済費でございます。

続きまして、議案書の181、182ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正予算額942万8,000円で、内容につきましては、説明欄の人件費等でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

○東委員 ちょっと全く別の話ですけど、人件費ってみんな総務委員会でやって、どうやったっけ。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前9時57分 休 憩

午前9時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、環境課について審査します。

では、当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について、御説明させていただきます。

歳入といたしまして、議案書の169、170ページの上段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入、説明欄、環境課の容器包装類再商品化合理化拠出金109万7,000円でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

197、198ページの下段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費、人件費等で334万5,000円の減額でございます。

はねていただきまして、199、200ページをお願いいたします。

分別ごみ収集運搬事業に伴う財源更正でございます。

その下、施設維持管理事業で19万2,000円の補正をお願いするものでございます。

さらにその下、江南丹羽環境管理組合関係事業で、1,996万1,000円の減額でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

○東委員　歳入で170ページで容器包装類再商品化合理化拠出金という形で、市に入ってくるわけでありまして、説明でもあったように、平成21年度から制度ができて、江南市のようにいろいろ分別をやって、再資源化をやって努力をしておるというところに、一定の実績に応じて拠出金が支給をされておって、当初始めたころは余り記憶がないんですが、もっと多い金額が拠出金が出ておって、相当努力に見合うだけの、そういうような事業だったと思うんですけど、最近非常にだんだん減ってきて少ないんですけど、数字だけはまず平成26年度は実績ですので、数字があるということで、これは報告はあって、この109万7,000円の積算された根拠の数字はあったわけですけど、それはそれで言っていた方がいいと思うんですけど、それと現実に内容的に内容が市民の皆さんの協力を仰いで資源化に取り組んでもらっておるわけですけど、そういったものが逆に言うともだまだ不十分、だんだん不十分になってきたというようなことになるんでしょうか。それとも制度的、内容的に変わったところがあるかどうかというのもあるんですけど、その辺がちょっと気になるところなんで、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○環境課長　この容器包装類再商品化合理化拠出金でございますけど、各市町のほうに配分されるものでございますが、こちらのほうは排出された容器包装類の品質に基づくもの、そして低減に基づくものという2段階でいただくことができるものです。こちらは品質に関するものでございますけれども、排出された容器包装類の中の不純物の割合が一定量より少ない場合にいただけるものでございます。江南市の場合ですけれども、今年度上げさせていただいておるものでございますが、これは平成26年度の検査の実績に基づいていただくものでございます。こちらは、品質に基づく割合が98.15%ということで、合理化拠出金の品質の基準でいきます品質評価95%以上を満たしておるということで、この配分をいただいております。これは、昨年度、平成26年度、25年度も同様に95%以上の比率を保っておるとい

とで、この比率に基づく拠出金のほうはいただいております。

ただ、この拠出金の制度ではないのですけれども、このもとになっております価格のほうですが、こちらの国のほうが3年ごとに見直しをかけておりまして、本年度想定単価の見直しというのがかけられております。昨年度までに比べまして、その価格が下がっておることによりまして、全体額、配分
の原資となる金額が下がっておる関係もあるかというふうに考えております。

○東委員　　じゃあ、そのことでお聞きしますけど、今、基本的には2つお聞きしたいのは、一応平成26年度の場合の不純物が少ないということの評価として、江南市の場合98.15%、そういう結果が出ました。それに見合う配分として、もともと原資に当たる部分の評価の価格が3年見直しでやったということですけど、当初始められたところからの品質管理の割合ですね。平成26年度は98.15%ですけど、例えば一番当初はどれぐらいであって、どうなったかという経過ですよね。そういう流れがあるかということ。それから、98.15%というのは、市民の皆さんの協力を仰いで、極力は容器包装の分ですから、限られた部分の評価だと思うんですけど、その辺が市民の皆さんの認識としてどういうふうに、今現在あるのかどうかということと、それからもっと3年ごとに原資である評価額の見直しだということですけど、その価格というのは、もともと何を基準にした価格だったかちょっと覚えていないもんで申しわけないんですけど、その価格の見直しはいつやられた、ことしやられたのかどうかということと、3年ごとということとは、ことし見直さなんということか。今3年目かな。

○環境課長　　はい、今年度見直しがされましたので、今年度いただくこの拠出金に関しては、見直しされた価格をもとに算出されております。

○東委員　　例えば、じゃあ幾らから幾らになったという見直しを聞きたいのと、それから今の前段の98.15%というのが、実際には当初から比べてどうなのかというところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○環境課長　　まず、この想定単価のほうですけれども、この制度が始まりました容器包装リサイクル法の改正が平成18年に行われまして、平成20年度分
に対しての合理化拠出金が平成21年度からいただけることになったものでございます。

当初の段階で想定単価でございますけれども、1トン当たり9万4,658円でした。こちらが3年後、平成24年度に一度見直しをされて7万510円で、今年度見直しがされまして1トン当たり6万5,313円でございます。こちらの想定価格でございますけれども、この容器包装をリサイクルするに当たって必要となるであろう単価というのを国のほうが算出したしまして、それを基準に単価が設定されているというふうに聞いております。

江南市におけます容器包装類の品質関係でございますけど、平成21年度、一番当初でしたけれども、この時点で95.67%でございました。その後、変動、上がったり下がったりもございまして、平成23年度に一番品質が下がった段階で88.60%という実績もございます。このときは、この品質に基づく配分額のほうはいただいております。その後、品質のほうは上がってまいりまして、今年度98.15%、昨年度は99.60%になっております。

今年度は98.15%というのは、昨年度の実績に基づいた品質評価になりますので、昨年度、平成26年度の検査の時点で98.15%、この品質評価に基づいて今年度拠出金をいただいております。なお、今年度平成27年7月に検査を行った段階では99.22%となっております。

○東委員　　そういう点では、市民の皆さんの協力を仰いで容器包装類については、極力汚れたものは焼却処分でもいいよというような自治体もあるわけですが、きれいにしてもらって、一応出してもらっておるんですけど、そういう点では皆さんから努力していただいた結果的には、品質管理の評価としては上がってきおるということですよね、中身から見ればね。

ただ、今のように拠出金そのものの原資が下がってきておるということですけれども、その原資の単価が見直しをされて、下がってきておるというのは、何か理由があるんでしょうか、その辺のところは。

○環境課長　　この想定の中の見直しでございますけれども、過去3年間の実際の処理費に基づく平均値から算出されているというふうに聞いておりますので、実際の処理価格にだんだん近づいてきているのかなというふうに考えております。

○東委員　　処理価格に近づいてきておると、処理の実態に合わせて下がってくると。今そういうふうに理解していいんでしょうかね。例えば、江南市の

場合のようでいくと、例えば容器包装類は愛北リサイクルに出して、チップ化をしたりとか、再生産しますよね。そういうような費用のことが処理費用という考え方になるんですか。

○環境課長　この容器包装類でございますけれども、江南市が愛北リサイクルに搬出しておりますのは、その中で集めた容器包装の中からさらにそこから不純物もよける作業、そしてそれをこん包する大きいベールというんですけど、1メートル四方角ぐらいのパッケージにしまして、それを容器包装リサイクル協会のほうの指定の工場のほうに搬出いたします。その工場のほうでこの容器包装類を加工して、パレット等にリサイクルをしているものでございます。そちらの工場でのリサイクルに伴う費用ということになりますので、江南市が愛北リサイクルのほうに出している費用とかいうものではありませんので、よろしく願いいたします。

○東委員　そうすると、愛北リサイクルさんが受けて、不純物を取り出したりとかして、逆に市民の方から協力がたくさん得られて、不純物がないものが出されれば、愛北リサイクルさんとしては不純物を取り出す作業は減りますよね。そういう点では事業費は減るような気がするんだけど、その部分ではなくて、今のそこからさらに先に行く、工場などでパレットなんかには再加工する、その事業費が安くなってきておるといふ、単価が下がってきておるといふ、その辺は作業工程の見直しがあったりとか、あるいは出てくる量が少ないとか、そういうことも反映するんでしょうかね、そうすると。

○生活産業部長　今お話がありましたように、再商品化もかなりふえてきて、既に処理コストが下がってきたというのが1つありますよね。実績があるものですから、ですから単価が下がったということが1つと、もう1つは、そういう取り組みをしている市町村がふえてきますと、全体の排出量もふえてきますので、それに対する江南市の量が1つの割合になるものから、分母が大きくなってきているので、そっちのほうでも金額が下がってきていると。

ですから、江南市の水準が決して下がっているわけじゃないですけど、全体的にそういう取り組みがふえてきて、そういう関係で割合が下がっているということが下がった要因だと思います。

○委員長 他の委員は質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて広域ごみ処理施設建設対策室について、審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○広域ごみ処理施設建設対策室長 広域ごみ処理施設建設対策室所管の補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書199ページ、200ページの下段をお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、2目広域ごみ処理施設建設対策費、補正予算額796万4,000円の減額で、内容は人件費等でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて産業振興課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興課長 では、議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算(第3号)のうち産業振興課が所管する補正予算でございます。

歳入につきましては、167、168ページをお願いいたします。

中段の14款4項3目農林水産業費交付金、1節農業費交付金で、農地中間管理機構集積協力交付金としまして30万円と、最下段の19款4項2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入で農地中間管理事業受託収入としまして2万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして歳出につきましては、201、202ページをお願いいたします。

最上段の5款1項1目労働費で、1万1,000円の減額で、内容は就業相談等運営事業におけるパート職員の共済費でございます。

中段の6款1項1目農業費で556万3,000円の増額で、内容は人件費等におきまして農地中間管理事業受託収入を充当いたします。

次に、農地保全推進事業のうち農地転用等審査事業におけるパート職員の共済費でございます。

次に、農地中間管理事業推進事業のうち、農地中間管理機構集積協力金交付事業について、新たに補正をお願いするものでございます。

1 ページはねていただきまして、203、204ページをお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費で629万8,000円の増額で、内容は人件費等と観光協会事業のうち江南市観光協会事業におけるパート職員の共済費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東委員　本会議で大分審議をされたわけでありまして、この特定財源に当たる部分のいわゆる受託収入の考え方というんですか、どういう計算をするんだったか。畑の面積だったかね。その辺のところを確認したいんですけど。

○産業振興課長　これは、農地中間管理機構によって集積されたときに、公益財団法人愛知県農業振興基金から支払われる受託費でございまして、まず金額の内容ですが、定額の2万2,110円というのがございます。それに対してマッチングができたところが4筆ございまして、それに対する貸出申込窓口業務というのが1筆当たり30円と、農地利用図の作成業務というのが1筆当たり100円でございます。ですので、100円と30円を足した130円の4筆分ということで520円。それが出し手に関する業務ですね。今度は受け手に関する業務としまして、これは受け手は1人でございますので、借り受け応募窓口業務というのが30円、条件調整業務というのが100円で130円の1人と、今度は出し手のほうですが、農地利用図の修正業務というのが1筆当たり100円でございますので、その400円、全部足して530円。あと台帳作成業務というのがございまして、それが1筆当たり100円、4筆ありまして400円。細かく言いますと、定額の2万2,110円と、出し手に関する業務で520円、受け手に関する業務で530円、台帳作成業務で400円、合計2万3,560円ということになっております。

○東委員　今の合計でいくと、全部足して、520円、530円、400円、そうすると、1,400円ぐらいですけど、2万3,500何がして2万3,000円という表示

がしてあるということですかね。端数は切り捨ててあるということかな。それで、先ほど一応マッチングできたのは4筆だということですけど、私のメモが間違っておるのかな。本会議では3筆が法人とマッチングできたというように出てたんだけど、そのあとの1筆はどうなるんだ。

○産業振興課長　本会議で言わせていただいたのが30万円に対することで、そちらのほうは農地中間管理機構集積協力金ということで、それは出された方について30万円払っている、それが3筆。もう1筆は、協力金に該当しないんですけど、マッチングができたということで、手数料だけいただけるということで、4筆分ということです。

○東委員　出し手と受け手があるわけですけど、そうすると、今のマッチングしなかった1筆は条件に合わないという言い方でしたけど、それは。

○産業振興課長　4筆はマッチングできたんですが、そのうちの3筆の方は1人、もう1筆は1人、出された方は2人いるんですけど、この4筆を1人が借りたということで、こちらの方は3筆は先ほど申しました集積協力金の30万円に該当する人ですが、こちらの方が集積協力金に該当しない人ですので、集積協力金のほうは30万円の計上をさせていただいたんですが、手数料としてはこの方もマッチングできたもんですから、4筆分という計算で、手数料をいただいていると。

○東委員　ちょっと申しわけない、よくわからなかった。

その該当しない理由は何なんですか。

○産業振興課長　この30万円のことでございますが、これはもらうのに条件がございまして、自作地を除いた全ての農地を貸し出さないかんというのが原則でございます。その1筆出された方は、まだほかにも土地があつて、こちらまで貸したくない。この1筆だけ貸したいということで、30万円の該当にならないと。

○東委員　そうすると、単純に1筆10万ということかな。そういう意味なんだね。面積なの、3筆で30万円というのは。

○産業振興課長　30万円の根拠は、出された方の面積が今回は0.5ヘクタール以下でございますので、30万円ということです。

○東委員　それは3筆に該当するものだよな。1人に対しては出したけど、

全部出さないとだめだというのが条件という意味で、その全部出さないとだめだというのは、何でだろうね。例えば、耕作者が全部手に負えないけど、例えば半分ぐらいを出して、誰かやっていただければありがたいねという、例えばね。そうすると、そのほうがまだ有効にやれそうな気もするんですけど、全部出さないとだめというのはどういう理由なんだろうね。それは全くやれない人じゃないとやっちゃだめということか。

○産業振興課長 基本的に交付対象者がリタイアする農業者とか、そういう方が対象になりますので、そういうことです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでありますので、暫時休憩します。

午前10時27分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、都市整備部土木課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課の所管について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の203、204ページをお願いいたします。

203、204ページの下段から205、206ページの上段にかけて、8款1項1目道路管理費の人件費等及び企画調整事務のパート職員の共済費の補正をお願いするものでございます。

同じく205、206ページ下段の8款2項1目道路橋りょう費の道路維持管理委託事業のパート職員の共済費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 それでは、建築課の所管について説明させていただきます。

議案書の205、206ページの上段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費であります。人件費のみの補正でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてまちづくり課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課長 都市整備部まちづくり課が所管いたします補正予算について、御説明申し上げます。

議案書の207ページ、208ページ上段をお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費でございます。内容は、人件費等及び区画整理運営事業、江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出金事業の繰出金でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 下水道課の所管について御説明いたします。

議案書の207ページ、208ページの下段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、繰出金で119万7,000円の補正減をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第84号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 引き続きまして、議案書の226ページをお願いいたします。

議案第84号 平成27年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

はねていただきまして、227ページには、第1表 歳入歳出予算補正、228ページから230ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書総括を掲載しております。

歳入につきましては、231ページ、232ページ下段の5款1項1目一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、233ページ、234ページ上段の1款1項1目総務管理費、下段の2款1項1目下水道事業費でございます。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

はねていただきまして、235ページ、236ページ下段の3款1項1目公債費

につきましては、財源更正を行うものでございます。

なお、237ページから240ページには、給与費明細書を掲載しております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

○東委員　説明を聞いておったんだけど、よくわからなかったの、お聞きしたいんですけど、235ページと236ページの公債費のところなんですけど、説明はあったんですよ。すぐ私その内容が理解できなくて、基本的にはこの備考欄を見れば特定財源として一般会計の繰入金だよという表示の仕方をするんですけど、実際には一般会計の繰入金というのは119万7,000円というのがあるわけなんですけど、ただ、中でいろいろと歳出のところでは総務管理費のところの部分ではマイナスがあったりとか、逆に言うと下水道事業費ではまた特定財源が入っていますよ、それが一般会計繰入金という表示があるわけでありまして、全体として、実際の差し引きはもっと少ないんですけど、あえてこういう形の表示の仕方、何か優先順位がどうもあるというような御説明だったんですけど、それは特別会計の場合がもともとそういう会計処理をするというのがあるのか、あるいは下水道の特別会計だからあるのかを含めて、全体の考え方をもうちょっとわかるように御説明いただけるとありがたいんですけど。

○水道部下水道課長　3款1項1目公債費につきましては、地方財政法の規定に基づきまして、まず1款の減額分が546万8,000円の人件費と部長の人件費として1万7,000円がございまして、まず、この1万7,000円につきましては、下水道使用料を充てております。これが1款の人件費等のほうに繰りかえされます。まず、人件費というのは下水道使用料が優先的に充てられますので。そうしますと、一般財源として消費税の還付金がございまして、これが合わせて548万5,000円になるんですけど、その546万8,000円と1万7,000円で足したやつでね。これが一般財源で、この一般財源の次の充当先として、3款、要は公債費のほうに優先的に充てるといったところで、今度はこの公債費の部分の548万5,000円、これが一般会計繰入金という形ではじき出されると。そこに今度2款のほうで428万8,000円の一般財源が増額になっておりますので、合わせて119万7,000円ということになってまいります。

○東委員　今の一般財源という表現の仕方、消費税の還付金、一般財源という言い方、その一般会計の繰入金とごちゃごちゃになってしまうんだけど、下水道の中での一般財源という意味なんだよね、その消費税還付金はね。それってどこかに出ていくわけじゃないじゃないですか。現実的に今、我々が見る中の歳入歳出の中には、例えば。一般財源分に当たる消費税還付金というのがありますからという今の御説明だった、下水道課長さんのほうのね。じゃあ、それはどういうふうに出てくるのかということはないわけだもんで、全くわからないんだわね、その数字が。その部分で一般財源としての扱いになる下水道の会計の中での特別会計の中での一般財源の扱いが還付金があったよと。12月定例会の時点ですから、今現在は。還付金というのは、どこでまず発生するかというのがあるんですよ。じゃあどの時点で発生しておって、その一般財源に当たる還付金548万5,000円だわね、たしか。1款の総務管理費の合計でしょう、要は。548万5,000円の還付金が、じゃあどこで会計上それが発生して、その分で宛がいますよという言い方でしたから、1つは、順番にいくと実際お金の流れとして、いつの時点で還付金が発生して、それで今回の会計処理になったという流れがもうちょっと詳しくわかると、今の地方財政法の根拠があって、公債費に優先的に充当しましょうと。最初は人件費充当ですけど、残りを公債費に充当だという言い方でしたから、まずは還付金が発生したのがいつでというところから、ちょっとお願いできますか。

○水道部下水道課長　消費税の還付につきましては、9月に決定します。9月に決定しますので、今回12月の補正で充当先をかえたという形になりますけれども。

○東委員　それで、その消費税の還付金が入で入るわけですけど、この決算書の中で普通、消費税が出てくるのは、支出だけだわね。還付金があった場合の入の入れ方、記載の仕方はもともとどういうふうだったんですか。

○水道部下水道課長　この消費税というのは、前年度の部分が9月に支払われるということで、平成26年度の決算の形が9月の最終的な確定額になるということで、26年度の段階でおおよその検討をつけまして、消費税はどのぐらい還付があるんだと、そういったことを歳入のほうに予算では入れております。

- 東委員 当初入っておると、もし当初の部分で記載がしてあれば、その金額がもし変わってくるようだったら、それはあらわれてくるの、歳入のところ。
- 水道部下水道課長 決算の段階であられるということになります。
- 東委員 でも、現実には、そうするとお金の動きとしては、9月で確定したんでしょう。確定したんで、今回12月補正で、例えば今のように一般財源分として充当できますよと。違うのか。その辺のところがよくわからんんだけど、数字上だけの話ということなの。例えば、予算として還付金としては計上してあって、それがもしこの12月定例会にそれを反映した数字でやっていますよと。例えば公債費の財源更正をね。ということなら、入としても出てこないとおかしいことないの、そんなことはないの。
- 水道部下水道課長 現実的には、くくった形の歳入というのはあらわしておりません。
- 東委員 でも、あらわさなくてやれるんですか。そうすると、平成27年度の決算数字でしか出てこないよということ。
- 水道部下水道課長 そのとおりでございます。
- 東委員 現実には、予算の中で今のように、先ほどの説明の中で一般財源の扱う還付金があるので、こういうような財源更正になりましたという説明だったわけだけど、現実には支出で財源更正をやっているわけだわね、公債費の。それに見合う財源というのは、そうやって今のようにありましたよという話やわね、その還付金が。それを入にしてこないと、差し引きは一般会計との関係で119万7,000円の結論で出ておるわけだけど、特別会計の中で実際には財源更正に充当した分が548万5,000円あるというふうに歳出で出てくるわけでしょう。それに見合う財源が本来もともとあってしかるべきじゃないかという気がするんだけど、その辺のところがよくわからなかったんだけどね。
- 水道部長兼水道事業水道部長 今、不思議に思われるのは、決算ベースと予算ベースなんで、あくまでも今回なぶっておるのは予算ベースです。これは結局来年の決算で消費税が実際500万円と言っていますけど、これは予算ベースなんで、決算しないとこの予算は固まらない。予算ベースの金の中で

この500万円が1款へ優先的に充当されるのが使用料と、今の消費税還付金、それを宛てがっておったんだけど、要らなくなっちゃったので、1款が減額ですから。それが次は2款に行かずに3款へ行くと、これが財政法の規定なので、予算ベースで動かしておるだけで、消費税は来年にならんと確定しません。

○東委員　最終結論はそういう形になるんかわからんね、決算のときにね。でも、財源更正という形では支出になるんじゃないですかね、その分出しましょうと。で、入の大きな理由は一般会計の関係は差し引きの入しか出てこないわけだもんで、特別会計の中で動いておるでしょう。特別会計の中で一般財源分という還付金があるから財源更正しましたよという言い方じゃないですか。それはあくまで予算の範囲だから、予算でやっただけの話であってということなら、まあそういうことなのかな。予算の中で動いていっているだけの話であって、現実にはそれは。その前に、説明を受けないと何かよくわからないですね。例えば、一般財源分で該当する還付金があるので、この財源更正というのはできますよと言わないと、一般会計との関係からいけば、119万7,000円しか出てこないじゃないですか、入としてね。にもかかわらず、そういうやりとりができるという話もある、特別会計の中だけでね。本当はそういうところが、表示はもうないというんだったら、説明としてはそういうのがあったほうがわかるんかなという気がしますね。だから、中身としては、還付金が想定されるので、それで財源更正という形で予算上の組みかえをしましたよということで、理解しておけばいいということだと思うんですけど、内容的にはね。どこかでそういうのは表示はされないんだね、いつもね。しょうがないのかな。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前10時56分　休　憩

午前10時56分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前10時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第85号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）**

○委員長 続いて、議案第85号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長 議案書の241ページ、平成27年議案第85号 平成27年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

所管はまちづくり課でございます。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、議案書の242ページに、また歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、議案書の243ページから245ページに掲げております。

歳入につきましては、議案書の246ページ、247ページの上段に3款1項1目一般会計繰入金を掲げております。

下段、歳出につきましては、1款1項1目総務管理費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、議案書の248ページから253ページに給与費明細書を掲げております。人事異動に伴う人件費等の補正のほか、補足して説明することはございませ

ん。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分　休　憩

午前11時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号　平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長　続いて、議案第87号　平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長　それでは、議案書の268ページ、議案第87号平成27年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

人件費等の補正予算といたしまして、269ページまで、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的支出の補正予定額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、270ページから282ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を掲げております。

283ページ、284ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、上段、収益的収入につきましては、1款1項3目1節他会計負担金を掲げております。その下、収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費からはねていただきまして、285ページ、286ページ下段、5目総係費までを掲げております。

はねていただきまして、287ページ、288ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

○東委員　1つだけ数字を確認したいんですけど、ちょっとよくわからなかったんですけど、例えば279ページ、280ページに貸借対照表がありまして、280ページの負債の部の流動負債の中の引当金の賞与引当金、従来は余りなかったやつなんですけど、今回、補正後771万4,000円ということになるのかな、賞与引当金としては。実際の今回の補正は、例えば283ページから3条、4条の支出があるわけなんですけど、例えばそれぞれ283ページ、284ページが主なんですけど、賞与引当金繰入額というのが項目としてあるんですけど、例えば原水及び浄水費でいくと、繰入金はこの場合、3節の賞与引当金繰入額というのは、マイナス4,000円という表示があるわけでありまして、中身は引当金の6,000円とマイナスの繰入額があって、確認したかったのは、この場合、基本的にはこの引当金の繰入額だけの合計が補正部分と見てよろしかったんですか。この法定福利費引当金繰入額との関係は、差し引きでは引当金繰入額となっていますけど、実際に補正に計上する場合、今の280ページに計上してある賞与引当金の771万4,000円というのは、この明細であるような引当金繰入金だけを見るのか、あるいは合わせた3節全額を見るのかというのですが、その辺をちょっと。

○水道事業水道部水道課長　今、東委員から御質問がありましたことにつきましては、まずこの280ページに賞与引当金の補正額につきましては、従来880万8,000円で行っていました。これに対しまして、賞与引当金の今回の補正

額は3条部分でいいますと、収益的支出に係る分でいいますと、先ほど東委員がお話しされた賞与引当金の繰入額と法定福利費の引当金の繰入額、これが合計いたしたものが86万円減額となります。それに対しまして4条の同額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、これを合計したものが23万4,000円減額となります。こちらの2つを合わせました109万4,000円が減額補正となるものでございまして、4条の引き当て分につきましては、従来から予算化、当該年度の支出に該当しないということで、決算で年度末処理で予算に計上せずに引き当て処理を行うという形になっておりますので、予算計上はございませんので、4条の数字につきましては、予算の中では明示されたところではございません。

○東委員　　4条がないもので、今の23万4,000円が合わなくて、差し引きすると、今の説明は水道課長さんだと、4条にはない数字を今言ったなあと思って聞いておったんですけど、23万4,000円は。もともと规则的に4条では表示しないということだったんですかね。一切表示しないか。でも、一切表示しないっておかしいよね。だって、もともとあるわけでしょう。もともとあったやつを合計して合わせておるんだらう。それをあえて今回4条のところの補正では表示しないというのがよくわからなかったんだけど。もともとあった合計でしょう、3条も4条も合計したやつが引当金として計上されておるでしょう。この貸借対照表には。何で補正のときだけはそれを表示しないというようなことは。

○水道事業水道部水道課長　　こちらの貸借対照表の収益の281ページの4の引当金の計上方法の(2)賞与引当金の後段の資本勘定支弁職員の引当金125万8,000円については、資産の取得価額に加えることにより計上しという形で、こちらで明示をさせていただいております、補正後の額が。

○東委員　　引当金の計上時には費用処理はしないという説明になっておるけど、先ほどもともと出発点の880万8,000円から今回の771万4,000円になったわね。6月補正のときに888万8,000円になっておったわけだから。その差が109万4,000円になるわけですけど、もともと当時は6月補正のときの合計と今の差額が109万4,000円になると思うんだけど、もともと数字的にはここの説明文がよくわからないんですけど、ここでどう読み取るんですか。本来な

ら賞与引当金の4条分というのは、貸借対照表に入っておるんでしょう、もともと。入っておるのにもかかわらず、今回のときには提示をしないというのはよくわからなかったんだけど、何ですか。

○水道事業水道部水道課長 先ほどの注記に記載してありますとおり、年度末において取得した資産に事務費という形で当然加えることにより対応するという処理する形になります。

○東委員 年度末に対応するというんだったら、もともと280ページのところの引当金の数字というのは、それを除いて、これは年度末を想定してやるで、平成28年3月31日末を想定した貸借対照表だから、ここにはそうやって表示をする。しかし、途中経過としての、例えば3条、4条の支出のところには計上しない。そうすると、よくわからんけど、だから実際には、全くどこにも表示されていないものが最終出てくると。そういう処理だったっけ。

○水道事業水道部水道課長 実際に3条は発生主義に基づいて、当該年度に職員がおれば、その職員が3月31日現在で翌年以降も在職するとして、発生主義に基づいて、当然今回でいいますと6月の期末勤勉手当の平成27年12月1日から平成28年3月31日分に係るところの期末勤勉手当に係る分の引き当てを行っておりまして、4条は準現金主義という形で、直接的に当該年度に発生する費用でないことから、年度末においてもともと予算計上をせず、年度末において引き当て処理を行うということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

これは、去る10月20日から22日までに福岡県にある直方市、熊本県にある玉名市、熊本県にある八代市を行政視察していただいた報告書について、皆様の御意見を委員会の所管として報告書に反映したいと思います。何か御意見はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、これは委員の意見をつけずに報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

常任委員会の研修会について

○委員長 最後に、常任委員会の研修会内容について議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。

そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、常葉大学社会環境学部教授の小川 浩様、研修テーマについては、生活排水対策・浄化槽についてということで、日程については、講師の都合によりまして、平成28年1月29日金曜日、午前10時から11時30分、1時間半でございますけれども、このような内容で進めていきたいと思っておりますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は常葉大学社会環境学部教授の小川　浩氏をお招きして、平成28年1月29日金曜日、午前10時から午前11時30分とすることに決定いたしました。なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様方の御協力をもって、午前中で終わりましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時17分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長